

官房長官レク 議事メモ

23. 6. 16
原子力被災者生活支援チーム

16日朝に行われた官房長官レクについての概要以下のとおり。

【案件】

1. 特定避難勧奨地点
2. [REDACTED]
3. 上下水処理等副次産物の当面の取扱い
4. 案件外（官房長官からのご指示）

【出席者】

福山副長官、菅原局長、危機管理監、文科省坪井審議官、国交省下水道部長 他

【概要】

1. 特定避難勧奨地点
(枝野長官)
 - ・発表は、自分の記者会見だけでなく、しっかりと（各省でも）対応すること。
 - ・（想定問をみながら）法に基づく（指示や勧告の）措置ではないのだな。(福山副長官)
 - ・隣の人が対象になるのに、自分は対象にならない、などの声が地元で起きている。どのように対応するのか。
←実務的には、連たんしている住居の場合には、一括して特定する。ただし、今、対象になりそうな地帯は、住宅が連たんするような地域ではない模様。
2. [REDACTED]
(枝野長官)
 - ・櫛葉の工業団地のことを考えると、事業所が20キロを跨ぐだけでは読めない。今から、事業所等として（工業団地全体を救えるようにして）おくこと。
3. 上下水処理等副次産物の当面の取扱い
(枝野長官)
 - ・中味は了解だが、一般国民、マスコミにわかりやすく説明する資料をつけておくこと。
 - ・アメリカに旅行するときの被ばく量や自然に浴びる被ばく量と比較するなど、意味合いをきちんと紹介してほしい。
 - ・そうしないと、〇〇シーベルトのものが自宅のそばにあるのはいやだとの話になってしまう。

(福山副長官)

- ・ 50万ベクレルが一つの基準となっているが、これが、福島で44万ベクレルが出たので、それに併せて基準を設定したとの誤解を受けないように、きちんと説明してほしい。

(西本審議官)

- ・ 説明ぶりを工夫して、わかりやすい資料を作成する。

(枝野長官)

- ・ 自治体が処分場を整備するのに、また、財源がいるというようなことになるのか。

(菅原局長)

- ・ いまある管理型の処分場で、土を厚くかぶせることで遮蔽できる。

(下水道部長)

- ・ 上下水道の事業者と産廃事業者は、民民の取引を行う。我々がルールを決めた後、実際に処分が行われるように、事業者を理解しやすい説明を心がけたい。

4. 案件外 (官房長官からのご指示)

(枝野長官) せっかくの機会なので伝えておきたい。今や、プラントで大きな事故が起きる可能性は大きく減っただろうと思われる。緊急時避難準備区域を外したり、警戒区域を縮めるようなことを考えるべきだと思う。

(伊藤危機管理監)

今日、この後も保安院を呼んでいる。対応を考え始めている。

(菅原局長)

警戒区域を10キロや5キロに縮めることができれば、一次立入も容易となり、住民の負担は軽減される。

(福山副長官) 警戒区域、緊急時避難準備区域の見直しは、ステップ1終了時以外にはきっかけがない。

(菅原局長) 実際の解除に当たっては、空間線量や土壌を調べる必要があり、ステップ1とは、時期がずれるかもしれないが、考え方を示す必要がある。

警戒区域の解除には、白地のほか、計画的避難区域のような扱い、立入制限を行う地域を設ける必要がある。

(枝野官房長官)

- ・ それは理解。
- ・ インフラの復旧、がれき処理などの対応もいるので、すぐには帰れない地域もあるだろう。段階的な対応が必要だと思う。
- ・ 段階的にでも外すことができれば、明るい希望を伝えられる。

(菅原局長)

- ・ 外す段階では、帰るのに時間がかかる地域が明らかになってくる側面もある。それを伝える覚悟が必要。

(伊藤危機管理監)

- ・ 緊急時避難準備区域はすぐに見直すことができると思われる。
- ・ 一方、警戒区域については、2Fも考える必要がある。電源多重化などを進めている段階で、現時点で、縮めることができるか要検討。

官房長官御説明資料

平成23年6月16日
原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

1. 事故発生後1年間の積算線量が20 mSvを超えると推定される特定の地点への対応について
2. 事業所が発電所から20 kmの境界線をまたぐ事業者の操業特例措置について
3. 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

官房長官 発言要領

事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について (案)

平成 23 年 6 月 16 日

○文部科学省が 6 月 3 日に公表した積算線量の推定結果によれば、計画的避難区域の外側の伊達市や南相馬市の一部の地点において、事故発生後 1 年間で 20mSv を超える推定結果が示された。

その後、詳細な追加モニタリングを複数回実施して近辺の放射線量を測定した結果、少し離れたところでは放射線量が低いなど、年間 20mSv を超える地点の範囲は限定的であり、地域的な広がりは見られていない。

○年間 20mSv という目安は、国際機関が示す 20~100mSv という参考レベルの範囲で最も低い値をとったものであり、さらに、当該地点に居住していても、仕事や用事などで家を離れる時間がある通常的生活形態であれば、年間 20mSv を超える懸念は少ない。

こうしたことを踏まえれば、年間 20mSv を超える地点が生活圏内全般に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から、政府として区域全体に対して一律に避難を指示したり、産業活動に規制をかけたりする状況ではない。

○一方で、住民の方々が心配されることも当然であり、また、線量の高い地点から離れる時間が短い生活形態の場合には、年間 20mSv を超える可能性も否定はできない。

官房長官 発言要領

○このため、原子力安全委員会の意見も聴いて、こうした地点を政府が「特定避難勧奨地点」とし、その周辺の住民の方々に対する注意喚起や情報の提供、避難の支援や促進を行うこととする。

○具体的な仕組みとしては、文部科学省の詳細なモニタリングの結果、事故発生後1年間で20mSvを超える地点が確認された場合に、現地対策本部、福島県及び市町村が協議し、対象地点を特定する。

対象地点としては、雨樋の下や側溝など住居のごく一部の箇所の線量が高いからといって指定するのではなく、除染や近づかないなどの対応では対処が容易ではない年間20mSvを超える地点を住居単位で特定する。

現在、追加的に行った詳細なモニタリングの結果を精査しており、福島県や関係市町村とも調整して、早急に該当する地点を特定するよう、現地対策本部に指示をしている。該当するお宅には、市町村から個別に御連絡をする。

○既に福島県全域が災害救助法の適用対象であり、「特定避難勧奨地点」からの住民の避難も、この枠組みの下で、自治体と協力しながら支援していく。とりわけ妊婦や子供のいる家庭の避難を優先するよう、自治体とも相談していく。

避難をせずに残られる方に対しては、放射線の影響や生活上の留意点などの情報をきめ細かく提供していく。

官房長官 発言要領

「特定避難勧奨地点」から避難を行った者に対する賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において検討を行い、7月頃の中間指針としてとりまとめて頂きたいと考える。

- 空間線量率の測定値は変動するため、モニタリングを定期的に実施し、対象の市町村や住民の方々にしっかりと情報提供していく。放射線量が下がった場合には、現地対策本部、福島県、市町村で協議し、解除も柔軟に行う。
- 詳細については、この後、原子力災害対策本部の事務局である原子力安全・保安院で資料を公表して、説明を行う。
- 「特定避難勧奨地点」に該当した住民の方々におかれては、御不安も多いと思うが、まずは現地対策本部や市町村からの説明をよく聞いていただいて、御自身の生活形態や家族形態に合わせた御対応をお願いしたい。

事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について（案）

平成 23 年 6 月 16 日
原子力災害対策本部

1. 年間 20mSv 超線量地点に対する政府としての対応

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて 20mSv を超える懸念は少ない。年間 20mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制するべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、20mSv を超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点を「特定避難勧奨地点」（仮称）とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

2. 仕組み

- ・ 当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明である。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていく。

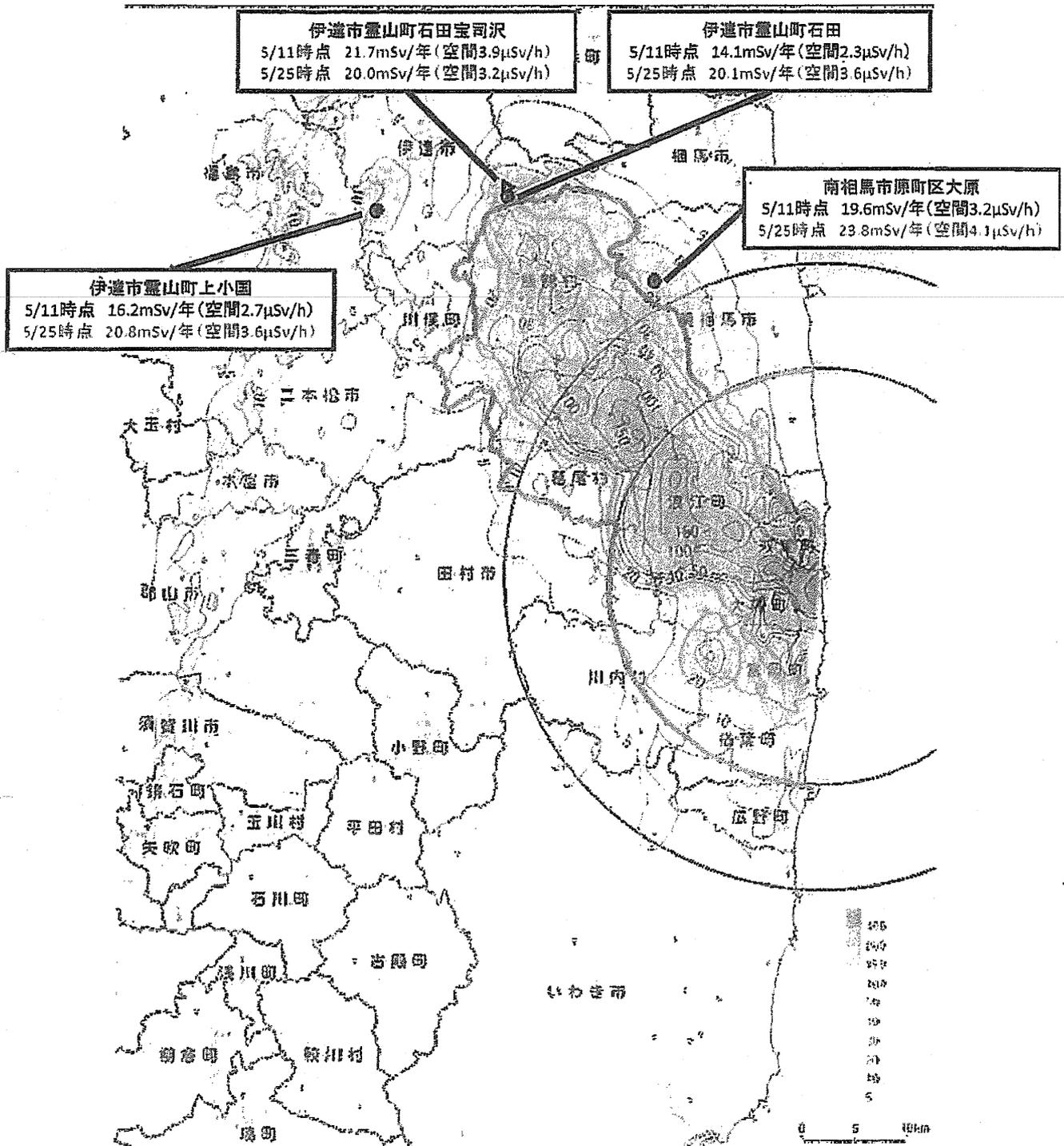
<具体的な仕組み>

本文書を原子力災害対策本部の対処方針として、その旨を、官房長官記者会見で発表するとともに、HP でも公表。

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果20mSvを超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。
 - (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を「特定避難勧奨地点」(仮称)として住居単位で特定。現地本部長が、当該市町村に、文書で通知。
 - (3) 市町村は、特定避難勧奨地点(仮称)に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。個人情報の保護等の観点からリストの公表はしない。
 - (4) モニタリングを定期的を実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。
- (注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

放射線量等分布マップ (6月3日 文部科学省)

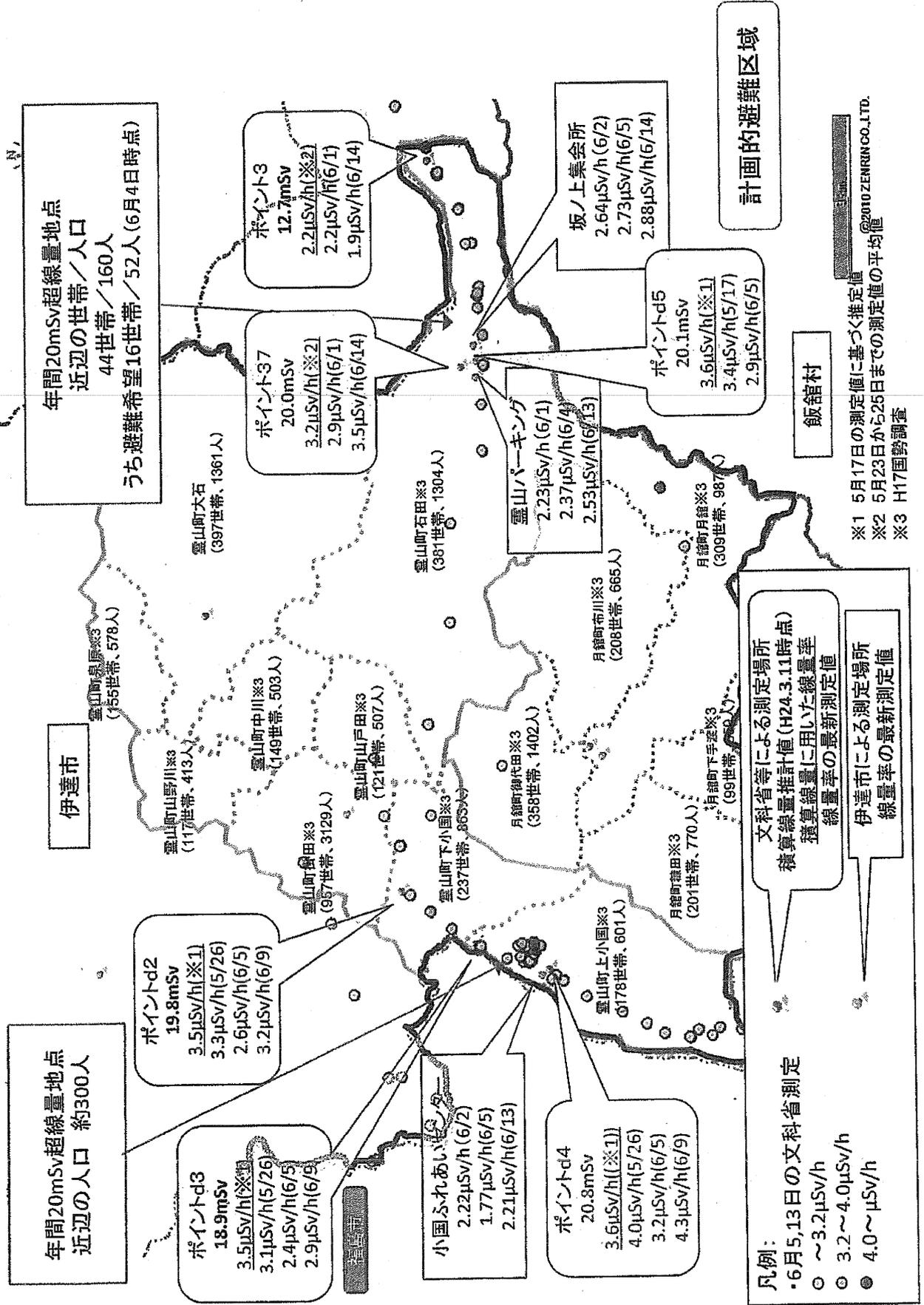
積算線量推定マップ (平成24年3月11日までの積算線量)



平成23年5月25日24:00までの実測値を採用

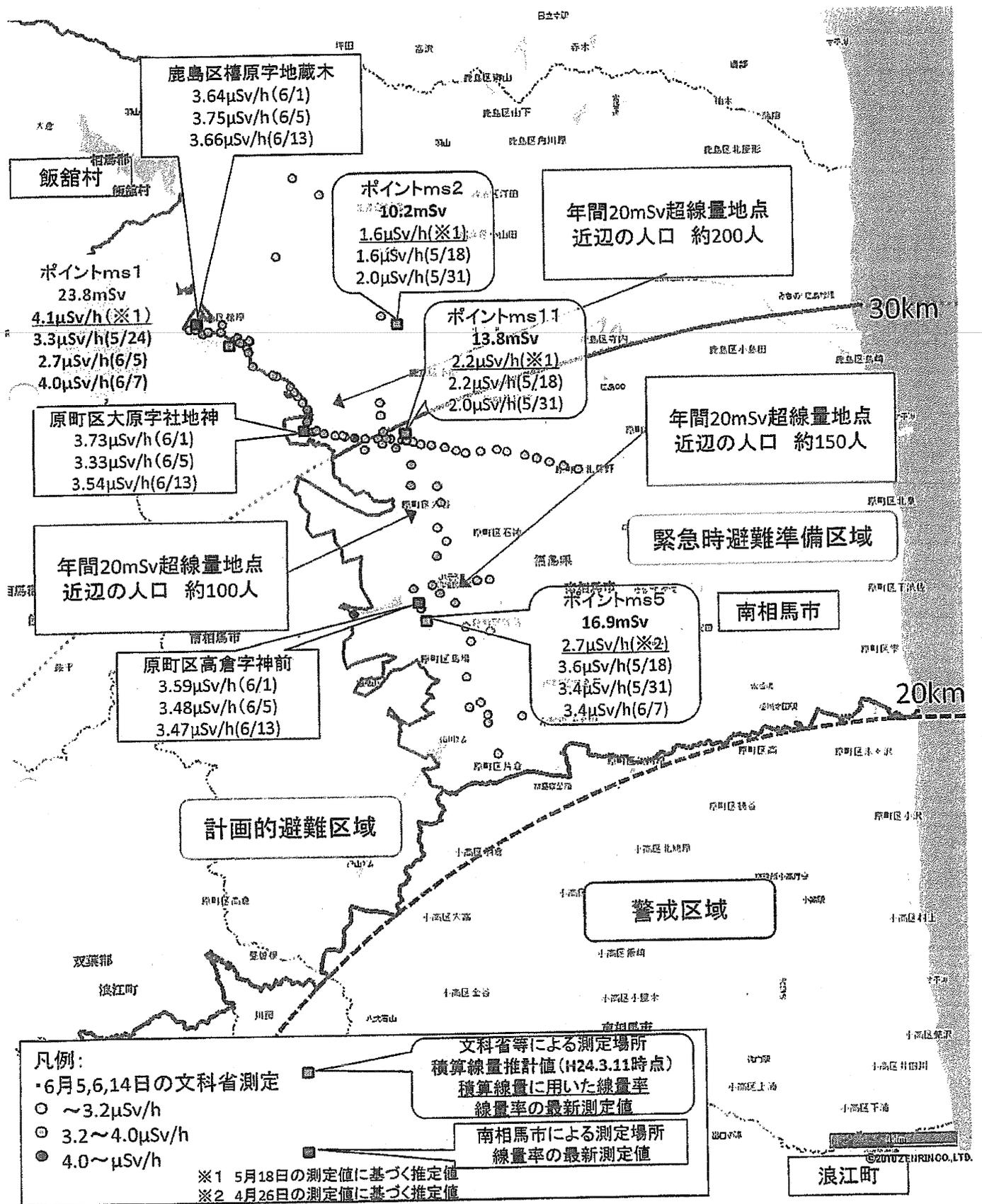
- ▶ 以前より年間20mSvを超えている地点
- 今回新たに年間20mSvを超えた地点

伊達市霊山町、月館町周辺放射線データ(5月5,13日測定)

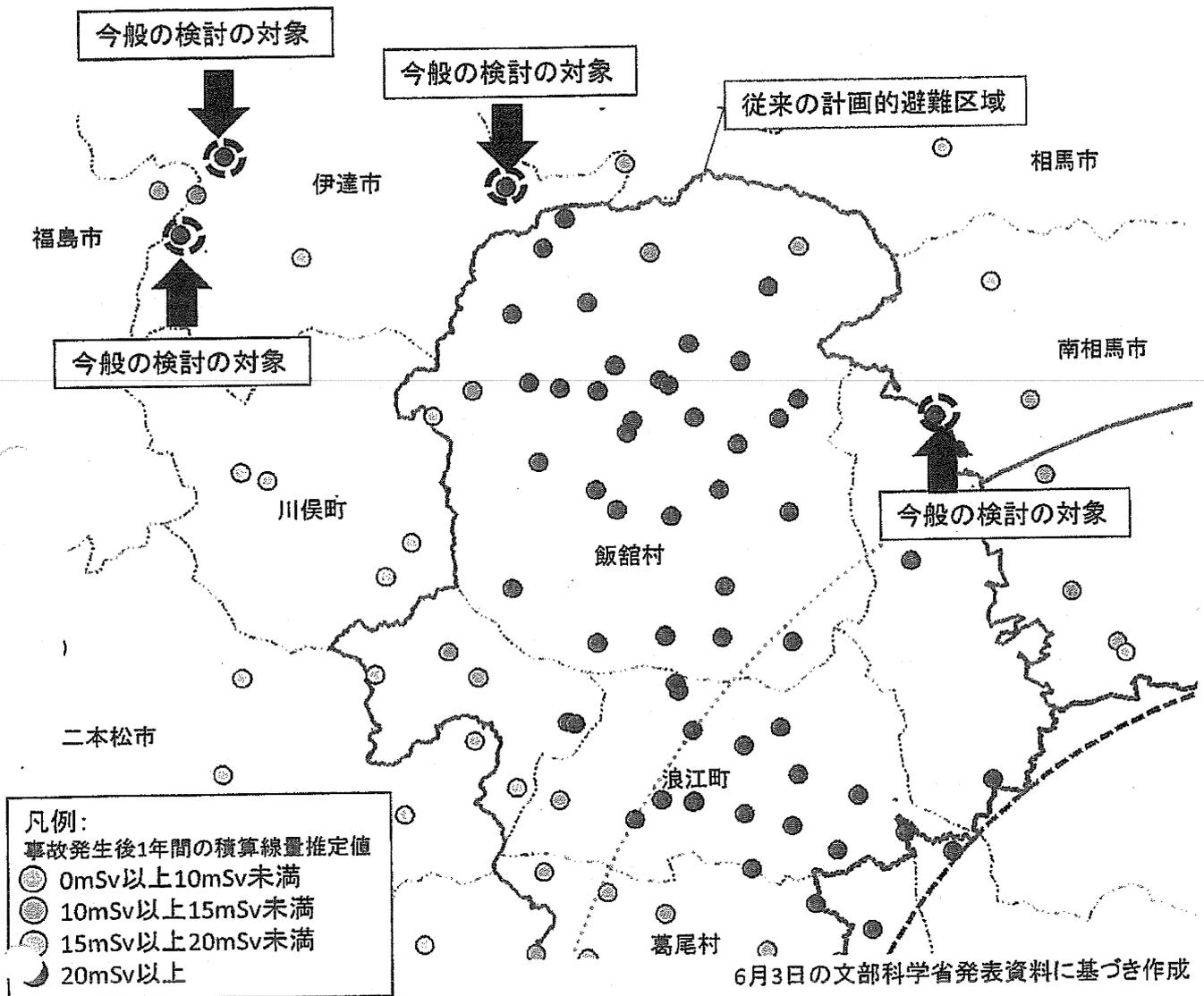


南相馬市の放射線データ(6月5,6,14日測定)

機密性2



計画的避難区域と特定避難勧奨地点(仮称)について



	計画的避難区域	特定避難勧奨地点(仮称)
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在)
安全性の観点	生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある	線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難(政府として一律に避難を求める)	注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない)

想定問答（案）

問 1. 4月の時点から20mSvを超えていた地点もあったのに、政府の対応は遅かったのではないか。

問 2. どの地点が特定されたのか。

問 3. もっと広範な地域で線量の高い地点があるのではないか。

問 4. 地点の見直しはどのようにやるのか、モニタリング地点をもっと増やすべきではないか。

問 5. 健康への影響について、政府はどうか対応していくのか。特に子供や妊婦についてはどうか。残って生活する場合の留意点は何か。

問 6. 政府は避難を支援しないのか。賠償の対象となるのか。

問 7. 今般の対応の法的根拠は何か。なぜ、原災法に基づく指示としないのか。

問 8. 特定避難勧奨地点においては、産業活動は規制されるのか。

問1. 4月の時点から20mSvを超えていた地点もあったのに、政府の対応は遅かったのではないか。

○4月の時点から年間20mSvを超える地点

(伊達市^{りょうぜんまちいしだほうじざわ}霊山町石田宝司沢)が観測されていたため、現地対策本部が伊達市と連携し、放射線の専門家とともに、モニタリング結果や放射線の健康への影響などについて丁寧に説明を行ってきた。

○その後、文部科学省が6月3日に公表した年間積算線量の推計結果では、計画的避難区域の外

側にある南相馬市^{はらまちくおおはら}原町区大原、伊達市^{りょうぜんまちかみ}霊山町上

^{おぐに}小国の2地点で、今回初めて年間20mSvを超える推計値が示された。

○このため、6月5日、6日及び10日から14日まで、詳細な追加モニタリングを実施して、年間20mSvを超える地点の範囲は限定的であり、地域的な広がりは見られていない。

○このモニタリング結果を踏まえて、福島県や関係市町村とも十分に事前の相談を行った上で、今般の対応をとったものであり、遅いとの御指摘には当たらない。

問2. どの地点が特定されたのか。

○これまでのモニタリング結果を踏まえて、

①南相馬市^{はらまちくおおはら}原町区大原

②伊達市^{りょうぜんまちいしだ}靈山町石田

③伊達市^{りょうぜんまちかみおくに}靈山町上小国

の一部地域について、詳細な追加モニタリングを行っている。

○今後、詳細な追加モニタリングの、現地対策本部が福島県及び関係市町村と協議して、具体的な地点を特定することとなる。作業を急いでまいりたい。

○なお、該当する世帯については、個別に市町村から御連絡する。(具体的な世帯名は、個人情報のため、公表しない。)

問3. もっと広範な地域で線量の高い地点がある
のではないか。

○御指摘のとおり、雨樋の下や側溝など、住居のごく一部の箇所が高い空間線量率が測定される
場合があることは承知している。

○しかし、今般の措置は、除染や近づかないなどの対応では対処が容易ではない住居単位で年間
20mSvを超える地点を特定するものであり、
住居のごく一部の箇所の線量が高いからと
いて地点の特定はしない。

○今後も、モニタリングの結果、住居単位で線量
の高い地点が見られれば、詳細な追加モニタ
リングを行った上で、特定避難勧奨地点への追加
の検討を行うことはありうる。

問4. 地点の見直しはどのようにやるのか、モニタリング地点をもっと増やすべきではないか。

○今回、計画的避難区域の外側の3箇所（南相馬

はらまちくおおはら市原町区大原、伊達市^{りょうぜんまちかみおぐに}霊山町上小国の2地点）

において初めて年間20mSvを超える推計値が示されたことから、6月5日、6日及び10日から14日まで詳細な追加モニタリングを実施したところ。この調査により、年間20mSvを超える地点の範囲は限定的であることがわかった。

○今後とも、モニタリングを着実に実施し、年間20mSvを超える箇所が判明した場合には、近傍で詳細なモニタリングを実施していきたい。

問5. 健康への影響について、政府はどうか対応していくのか。特に子供や妊婦についてはどうか。残って生活する場合の留意点は何か。

- 「特定避難勧奨地点」からの避難に際しては、妊婦や子供のいる家庭の避難を優先するよう、自治体とも相談していく。
- また、生活形態に応じた放射線の影響などについて、専門家の御協力も得ながら、丁寧に説明をしてまいりたい。
- 当該地点に引き続き残られ生活される方に対しては、「外出をなるべく控える」、「帰宅時には洗顔、手洗い、うがいをする」、「屋内では不必要に窓際に近づかない」などの生活上の留意点をまとめ、できるだけ放射線被ばくが少なくなるよう、情報提供していきたい。

問6. 政府は避難を支援しないのか。賠償の対象となるのか。

○今般の震災において福島県の全地域を災害救助法の適用対象としている。

このため、「特定避難勧奨地点」の住民の方々が、自らの生活形態や家族形態を考慮した結果、避難することとした場合も、同法の適用対象となり、都道府県は民間賃貸住宅等を提供することができる。

○「特定避難勧奨地点」から避難を行った者に対する賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において検討を行い、7月頃の中間指針としてとりまとめて頂きたいと考える。

○当該地域に残る住民の方々に対しては、現地対策本部が自治体と連携し、モニタリングの結果、放射線の影響、生活上の留意点等の情報を提供していく。

問7. 今般の対応の法的根拠は何か。なぜ、原災法に基づく指示としないのか。

○政府は、計画的避難区域などについては、一律に避難等を求める必要があると判断し、これまで原子力災害対策特別措置法に基づく避難等の指示をしてきた。

○これに対して「特定避難勧奨地点」は、一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と政府としての支援表明である。このため、法律に基づく避難等の指示とはしていない。

○一方で、政府の関与を明確にするため、同法に基づく原子力災害対策本部の権限の一環として、今般の対応の方針を文書として明確にし、現地対策本部長が福島県、市町村と協議の上で「特定避難勧奨地点」を特定することとした。

問 8. 特定避難勧奨地点においては、産業活動は規制されるのか。

- 今回特定される地点は、少し離れたところでは放射線量が低いなど、年間20ミリシーベルトを超える地点の範囲が限定的であるところに特徴がある。

- 農業を含む産業活動に関しては、一日中仕事をしているわけではなく仕事をする時間が限定的であること、仕入れ、出荷、営業などに伴う外出や、屋内作業が含まれることから、今回、特に規制を設けることはしない。

- 一方、放射線被ばくをできるだけ低減する努力は必要であり、原子力安全委員会の意見も聞きながら、留意点をまとめて、情報提供していきたい。

(別紙1)

通 知

福島県知事殿

(○市長、○町長、○村長) 殿

平成 年 月 日

原子力災害現地対策本部長

平成23年6月 日付けで原子力災害対策本部長により発出された文書に基づき、別記のとおり、特定避難勧奨地点を設定したので、通知します。

別記

市（町・村）における特定避難勧奨地点

住 所

世帯主

〇〇市××町△▽字□ 番地

〇〇 〇〇